

令和6年長審第13号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年1月5日16時02分半僅か前
熊本県築島^{つき}東方沖合のオコ瀬

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 5.75メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 36キロワット

3 事実の経過

Aは、平成9年8月に進水し、操舵区画を船体ほぼ中央に配置し、同区画前部右舷側に舵輪を、舵輪右舷側に機関操縦レバーを、左舷側に魚群探知機能付きGPSプロッターをそれぞれ配したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和6年1月5日07時30分熊本県本渡港を発し、築島南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aに舵角を示す目盛及び舵角指示器が備えられていないことから、平素、直進する際には、舵輪を回した感覚により舵中央を判断し、その後、船首方向の変化を監視しながら舵角を調整することにより針路を保持していた。

また、築島東方約430メートル沖合には、複数の小島、水上岩及び暗岩が散在するオコ瀬が所在し、同瀬南部にカブリと称される水上岩が存在しており、a受審人は、カブリ付近を約10回航行したことがあった。

a受審人は、09時00分頃前示釣り場に到着して釣りを行ったのち、帰途に就くこととし、16時00分熊本県^{ほうが}法ヶ島所在の三等三角点法ヶ島（以下「法ヶ島三角点」という。）から212.5度（真方位、以下同じ。）1,750メートルの地点を発進し、直ちに針路を067度に定め、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、操縦席兼用の魚倉ハッチカバーに腰掛けた姿勢で操船に当たり、16時01分半僅か前法ヶ島三角点から201.5度1,370メートルの地点に達したとき、右舷前方で何かが飛び跳ねて海中に潜ったことに気付いて何が飛び跳ねたのかが気になり、次に飛び跳ねそうな右舷方の海面を見ることとし、船首がカブリ南方約50メートル沖合に向いているのを見て船首方から視線を外し、その

後、船首方向が左舷方になり、カブリ至近に向かって進行する状況となったが、同海面を見ることに気を奪われ、船首方向の変化を監視しながら舵角を調整して直進するなど針路の保持を十分に行わなかった。

こうして、a 受審人は、カブリ至近に向かって進行していることに気付かないまま続航し、16時02分半少し前ふと船首方を見たところ、至近に迫ったカブリを認め、どうすることもできず、16時02分半僅か前法ケ島三角点から191.5度1,140メートルの地点において、Aは、船首が056度を向いたとき、原速力で、カブリ至近の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、船底外板に擦過傷及び船首部外板に破口などを生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚げは、築島東方沖合において、東行中、オコ瀬南方沖合を航行する際、針路の保持が不十分で、オコ瀬に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、築島東方沖合において、東行中、オコ瀬南方沖合を航行する場合、同瀬に向かって進行することのないよう、船首方向の変化を監視しながら舵角を調整して直進するなど針路の保持を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、右舷方の海面を見ることに気を奪われ、針路の保持を十分に行わなかった職務上の過失により、オコ瀬に向かって進行してカブリ至近の浅所への乗揚げを招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年2月19日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎